

- ◆ <特集>第1回 女性会議レポート
 - ◇ 提言 初めて教団の課題となった女性問題
 - ◇ 発題Ⅰ 女性教化の歴史 ◇ 発題Ⅱ 寺に生きる一人として

 - ◇ 全体討議 ◇ 寺院教会条例説明 ◇ 参加者の声
 - コラム「ゆらぎ」 ◆ 投稿「声」
 - ◆ 公開講座報告と案内 ◆ 本の紹介 ◆ 編集後記



(第1回) 女性会議レポート

去る7月29日から3日間,真宗本廟研修道場において第1回「女性会議」を開催いたしました。 女性室では一両性で形づくる教団に向けて-を基本理念としながら,今回特に「坊守制度から問われること」をテーマといたしました。

発題・提言と合わせて参加者の広範な意見や熱心な議論のまとめを日程にそって報告いたします。 多くの参加できなかった方々とともに今回の問題の本質を見定めていきたいと思います。

提言

初めて教団の 課題となった女性問題

女性室スタッフ 見義悦子

男女両性で形づくる教団を願って,女性の 側から声を出しはじめて十数年が経つ。今よ うやくその出発点を模索しはじめた。

坊守制度を問う時,単に"存"か"廃"かという論議であってはならない。その裏にひそむ課題を,できる限り顕在化させることによってしか存廃は問えないと思う。

私たちの教団は、長い間、男性僧侶教団-教団の方向決定の議決機関に女性がかかわることができなかったという意味において-としてやってきた。男性僧侶と、門徒・女・子どもの関係は、教化する側(能化)と教化される側(所化)の関係である。そういう歴史をもっている教団にとって、これまで女性の側からの声を聞いて、女性の問題に取り組むことは皆無であった。

ようやく昨年、卑属系統という言葉を残しながらも、女性に住職の道を開いた。その結果、坊守=住職の配偶者としてきた条例が問題になってきた。男性も坊守になる可能性が出てきたからである。そこから臨時措置条例が出され、二年間の坊守制度に関する論議期

間が設けられた。女性の側から言えば、住職に性別の制限を取り払ったなら、坊守も性別の制限は設けるべきではない。なぜなら、住職に就任した女性が特別ということになってしまい、これまでと変わることがないからという声があってのことである。しかし、坊守制度を問うということは、男性側から出された問題提起であるということは間違いない。いずれにしても、女性の問題を教団全体で論議すべきとして俎上にのせたのである。一人ひとりが自分の課題として考え、悩み、聞きあう場が開かれることを願いたい。

しかし,女性も男性も,これまでの関係 (男が主で女は従)に慣らされてきた分、今、 坊守制度=女性との関係をどう考えたらよい のか、戸惑いを感じているのも事実である。 だからこそ, 単に坊守制度の存廃のみを問題 にする方向に行ってしまいがちなことが危惧 される。なぜ戸惑うのか。なぜ問題が見えな いのか。そして、その裏にひそんでいる、こ れまでの女性と男性の関係、そのことが教学 でどのように押さえられてきたのか。その結 果教団における女性教化の歴史はどうなって いるのか。きちんととらえなおす作業が必要 である。そこにはじめて、坊守とは何だった のかという問いが出てくる。いわば,一人の 女性の生き方が問われているのであり、 同時 に男性の生き方が問われているのである。

坊守制度を支えてきたのは、坊守自身であり、住職であり、門信徒である。単に坊守だけが議論することで事足りることではない。一つの制度を問うことは、その制度を支えてきた、あらゆる立場の人たちが、自分の関わり方を確かめ、これからを、共に声を出しあいながら模索していくことでなければならない。そこに立って、これからの坊守制度の問題が問われなければならない。

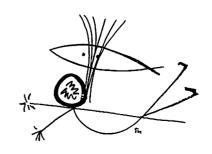
▶教団における女性の位置づけ◀

大正14年に初めて「坊守規程」がつくられ ている。その中には、「住職ノ内助ヲ全カラ シムル為坊守規程ヲ制定シ」とあり、「坊守 ハ品行端粛克ク教家ノ家婦タルノ義務ヲ盡シ 其ノ門信徒ノ模範タル……」とある。ここに, 住職(男性)は主で坊守(女性)は従という あり方が明文化され、そういう住職と坊守の あり方を門信徒は習うべきとしている。寺の あり方が門信徒の家庭のあり方に影響を与え ている。このことは、参議会には性別の制限 がないのに、発足当時、一人の女性議員をみ たのみで、そのあとは出ていない。このこと は、寺のあり方、宗議会のあり方と関係がな いとは言えないだろう。さらに、寺の住職と 坊守の関係は「法主(男性)と裏方(女性)」 の関係に習っていることは明らかであろう。 この「法主と裏方」 - 今は門首と門首夫人と なっているが、これからの関係はどうなるの だろう、問われるところである。-という呼 び方は、私たちの教団の男性と女性の関係を 見事に言い当てており、今なお私たちの体質 の中で確かめさせられる。女性は裏にいて男 性に従い、出しゃばらない。つまり、主体的 に生きることが女性の生き方とは認められな い。そういう位置付けが、女性の選択肢の中 に「住職」を持てなかったし、男性の選択肢 の中に「坊守」を持てなかった理由であると 思える。

今年の蓮如上人御遠忌において、門首夫人 をはじめ、大谷家の女性五人が、初めて帰敬 式を受けることが許された。しかし、得度は 許可されていない。これまで大谷家の女性が、 帰敬式も得度も受けられずにきた事実を知っ たのは4・5年前である。私もまた、大谷家 を特別なところに位置付け、私の視野に入れ てこなかったことを思い知らされた。帰敬式 も得度も真宗門徒としての名のりである。大 谷家の女性に帰敬式も得度も許さなかったと いうなら、女性たちの任務は何だったのか考 えさせられる。後継者(男子)を産むことが 第一の使命だったといえるが、そこに真宗門 徒としての名のりは必要なかったのか。もち ろん住職の配偶者である一般寺院の坊守にも あてはまる。教団における女性観がはっきり 見えてくる大きな出来事であった。

そしてこのことは世襲制の問題性を見事に 提起してくれている。

「家の宗教から個の自覚の宗教へ」という スローガンをかかげて同朋会運動が推進され てきたが、家の宗教を守ることに必死に生き てきたのが坊守(女性)の歴史である。そこ には世襲制を守ろうとする教団の姿勢が、女 性を、次の代を継ぐ男子を産み、育て、我が 子に渡す家(寺)を守り続けることを生き方



とさせてきた。では先のスローガンは、いったいどこに対して発してきたのか。決して主体的に選んで継いだわけでもない「住職」と「坊守」にとって、そのスローガンが本当に自らの課題となっていただろうか。少なくともこれまでの坊守にとっては、身近なスローガンとはなりにくかった。家制度が女性の生き方に与えた影響は大きい。世襲制の問題もこの機会に、当たり前のこととせず、一度俎上にのせるべきである。



▶『観経序分』(現代の聖典) の私見◀

このような男性と女性の関係の中で女性は 教化されるべきものとされ、男性僧侶から真 宗の女性観を聞き続けてきた。三十五願の問 題、女人成仏、変成男子等がどのように語られてきたのであろうか。

1986年5月「中央坊守研修会」でのなぜ女性には住職の道が開かれないのかという質問に対して宗務総長並びに参務の「女に安心が語れるか」「女は住職を一度手に入れたら、なかなか手放さない」発言や、1988年「同朋社会の顕現」差別事件等の女性観は決して個人的な、突飛な問題として片付けられないものを内在していることは明白である。まさに教化する側の女性観なのである。気づいた今、教学を是非女性の視点でとらえなおす必要を痛感している。

そこで、最近気づかされたこととして、 『観経序分』の私見を述べてみたい。(詳し くは述べられないが)

韋提希の廻心は三従の生き方を出ることに よって可能だったのではなかったか。そこか ら展開していっているのではないだろうか。

頻婆娑羅王が、 息子によって牢獄に幽閉さ れたということは、 韋提希にとって、 女性の 生き方(三従の生き方)が断たれたというこ と。そして宮殿の奥深くに閉じ込められるこ とによって、他に責任転嫁することも現実か ら逃げることもできなくなった。その苦悩の 真っ只中で、初めて自分の立っていた足元が 問題になってきた。そこに「自絶瓔珞」とい う行動が起こった。その「自絶瓔珞」は三従 の生き方を出た時に必然的に起こった行為で あり、それは次の、自分をよく見せようとす るのでない、素直な愚痴へと続く。これは同 時に、現実をひきうけていこうという立ち上 がりなのではないだろうか。立ち上がった (自絶瓔珞という行為はすでに 立ち上がった ということ) 韋提希に対して、それがたとえ どんな愚痴であっても、世尊は絶対の信頼の まなざしを注いでおられる。必ず浄土を願う 人となるという信頼。

三従の生き方を出ることの大切さと同時に その三従の生き方が、いかに断ち難いもので あるかを「七重の室」「深宮に閉置」という 言葉で語ってくれているように思われる。

頻婆娑羅王もまた,従ってくれる人がいなくなった時(七重の室に閉じ込められて)自 分の足で立ち上がる機会が与えられたのではなかったか。そこに浄土を願う人となり得た のである。

三従の生き方が生み出す主従関係(縦社会)は、実は双方共に救われない、本当の意味で出会えないのだということが教えられているのではないかと気づかされた。

もし、そのように受け取れるなら、決して

三従の生き方を求めるような制度,機構をふ たたびつくってはならないと思う。

▶女性教化-女子教育◀

坊守制度を問おうとした時, "坊守には坊守として与えられた分がある。その分を尽くすことが大切なことと思っているので, 私にとってそれ以上のことは必要とは思わない"という論がある。

過日、大谷大学の木場明志先生から、大谷派の女子教育ということで、近代日本の女子教育の視点から講義を聞く機会があった。近代日本の女子教育は、自立をうながすことをふまえた上で、女性が自ら進んで(主体的に)男性に仕えるようになされたといわれた。誰が何のために教育しようとしているのかということが見えないまま、教育されることの恐ろしさをあらためて知らされた。

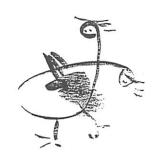
坊守もまた、その時その時を一生懸命坊守の仕事とされていることをやってきた。しかし、全体の見えない一生懸命さはかえってその時の体制を支えることになる。言うまでもなく、女性と男性の関係性が問題にならないところでの一生懸命さは、逆にその関係性を支えるということである。私の生き方が、寺に、教団に、社会に、そして世界にどのように影響を与えているのかということを、常に確かめ続けなければならないと思う。その視点を私たちは真宗の教えとしていただいているはずである。

▶坊守制度を議論する時◀

坊守制度をどうするかと考える時,これから願われる「男女両性で形づくる教団」に立 つ必要があるのではないだろうか。決して, 住職と坊守で形づくる教団であってはならな い。宗門内のあらゆる立場の人を視野に入れ なければならない。そこに立ってこの坊守制 度を考えた時、どんな制度が願われるのか。

もちろんこれまでの坊守制度(住職の配偶 者を坊守と称す)は、これまで述べてきた様 ざまな背景を考えると、このままであっては ならない。主体的な意思表示、性別を規定し ない、門徒まで広げる、主体的選びゆえ資格、 選挙権、被選挙権も論議されなければならな い。そして女性の宗門活動の促進ということ でみた場合、住職も坊守もその一員という位 置付けにならねばならないのではないか。坊 守制度=女性の宗門活動への参画という構図 になりやすい危険性も確かめなければならない。

日常的に、あらゆる場や会が男女両性で開かれることを意識的に(それもかなり意識的に)やりはじめ、やり続ける努力が不可欠だと思う。歩みは遅いかもしれないが、確かな一歩を歩み出したい。そのうち一方の性だけでの会や場が不自然に感じる時がくるまで…。こうして、坊守とは何かと問うことは、住職とは何か、寺とは、寺族とは、門徒とは、教団とはということが同時に問われてくる。それら気づいた問いの中から、あらためて親鸞聖人の「御同朋」というのは、一体誰のことだったのか、私に帰ってくる問いである。この論議期間は、私にとっての問いが見えてくる期間なのかもしれない。主体的に関わってみませんか。



※(女性会議における提言を整理し直したものです)

発題 I

真宗大谷派における 「女性教化」の歴史

教学研究所助手 山内小夜子

私は「真宗と国家」という資料集の編集の 仕事をしています。大正期の資料を扱うとこ ろから関わりましたが、それ以前の資料にも、 今扱っている資料にも、女性の姿が見えてこ ないという感想をもっていました。お参りや 聞法会の際の女性の多さを思えば、記録が残っ ていないということに何かおかしさを感じて いました。

文字で記された文献に女性があらわれない ということは、それはそのままその時代の女 性の位置をあらわし、かろうじて表現された ものは、その時代の男性たちが女性をどう見 ていたかを語っているように思われます。

今,私たち大谷派に関わる女性たちの位置が、どういう歴史を経て今の形になってきたかと考えるうえで、歴史をひも解くことが、次への力になればと思います。

一般的に日本史のうえで近代 というと明治維新以降を指しま す。資本主義が形成される国民 主権,つまり封建時代の身分制 度でない,国民が主人公になっ た時代です。日本において近代 とはどういう時代だったのか, その時代の中でどういう制度を もったり,どういう信心のもと 女性たちがどういった生活をし ていたのか,そういうことの一 部でも掘り起こすことができた らと思っています。

明治期以降つくられた国は、天皇を頂点とした国民国家であり、国内では教育勅語をバイブルに学校を利用して、徹底した皇民化を進めます。国外においては、一貫した海外拡大植民地主義を取りました。明治期以降、敗戦の1945年まで、10年毎に戦争をし続けた国です。そういった流れの中で、大谷派教団も国策に添いつつ教団を「護持」してきたという歴史を持っています。

『近代大谷派年表』で、女性に関する事項をひろっていく作業をまず始めてみました。最初に眼についたのは、幕末嘉永四年(1851年)、両堂再建を見越して、家中たちに「倹約令」というのが出されています。その中に「遊郭にいくな、お茶屋にいくな」という記載が見えます。近代以降の宗門の中の女性の位置を決めたのは、倹約令のずっと後の「得度」に関する指示です。

■女子の得度の件

1879年(明治12)の『配紙』(当時の真宗大谷派機関紙)に、庶務課の三那三能宣が、



大谷派婦人連盟結成全国婦人大会

「ここに一人の女性がいて, 我が宗に帰依し 尼僧となって小教校に入学し, 終身教義に従 事したいと申し出るものがある時は, 得度を 許可し, 布教の任として見込みのあるものは, 試補以上の教職および正副住職に推挙しても よいか。女子の僧業は許可されないことです か」という伺い書を提出したが, 許可されな かったと出ています。

これ以降, 大谷派教団は, 女性の僧侶は認 めない, 女性の布教者を認めない, 住職も認 めない,小教校(学場・教学の学びの場,大 教校は高倉貫練場) への入学も認めないこと にしました。女性の僧侶、教化者を認めない ということは、典型的な五障説(女性は仏に なれない)であり、女性の「正副住職を認め ない」ということは、家父長制のもと、長男 から長男へと相続される寺を維持するため, 制度として女性を排除するという典型的な三 従説です。これ以降, 大谷派に関わる女性た ちの位置が、例え話としての「五障三従」で はなく, 実質の制度として「五障三従」を生 きることとなりました。なによりも小教校と いう教えを学ぶ場からの排除は、それ以降の 女性たちにも、真宗教学にとっても、大きな 禍根をのこしているのではないかと思います。

1942年(昭和17)女性の得度は許可されます。1942年という年は、長期化し泥沼化していた中国との戦争の解決策が見つからないまま、アジア・太平洋全域を敵とする太平洋戦争が始まった翌年です。長引く戦争で男たちは戦場へと連れ出されます。その後を補うために、女性の得度を許可します。ただし、この時も「代務者以外の役職の補任はしない」(宗制施行第403条. 1941. 4. 1.)という「臨時の中継ぎ」を期待しての得度の許可であり、



山内小夜子さん 「差別の撤廃」としてではありませんでした。

■大谷派貴婦人会・大谷派婦人法話会

• 大谷派婦人連盟

得度を許可しない、住職にしない、布教使を認めない、学場への入学を認めないと、無いないづくしですが、女性の組織、それも女性が主体的に運営する組織ではなく、女性を教化の対象とした組織は、早い時期にでき、活発に活動しています。1879年(明治12)に、現如「法主」が発起人となり、「大谷派貴婦人会」が設立されます。この会は、当時の政府高官や上流階級の「婦人や令嬢」を対象にした聞法組織です。この団体は、日本において女性の団体としては一番最初にできた団体です。

その4年後の1890年(明治19)に,「大谷派婦人法話会」が,「裏方」(大谷恒子)の示論より,東本願寺内に創設されました。貴婦人会が,門徒であるなしにこだわらず政治的に女性を組織していたのに対し,この会は「寄講」「女房講」を母体とし,本山役員,旧家臣の家族などで組織され,毎月白書院で「裏方」同席のもと法話会を開催しました。設立当初は300余名程度の組織でしたが,日清戦争,日露戦争を契機としてその活動の中

心を聞法から、「恤兵」(兵をねぎらう。包帯献納、病院慰問など)、「福軍」(軍隊をねぎらう。駅頭での茶菓の接待など)、遺家族慰問(正月の餅、米、日用品の補助、授産施設の設置など)、戦病死者追悼法要を主催するなどの銃後支援活動へとその活動内容が変わり、明治末には、朝鮮のソウル(当時は京城)や釜山を含む200以上の支部をもち、5万人以上を組織する会になっています。

昭和の時代に入ると、国民の精神まで総動員するという国側の要求と、「覚信尼公650回忌」の記念事業という宗派側の事情があわさって、「真宗大谷派婦人連盟」(1933年)が結成され、坊守に向けた『坊守諭達』が出されました。そこには「住職の内助者としての坊守と、門末の模範としての坊守」が諭されています。

■坊守規程の制定、坊守会の結成

1924年(大正13)は、大谷光暢さん久邇宮智子さんの結婚の年ですが、その翌年に「坊守規程」が制定されます。それまで、住職の妻を正式にどう呼ぶか、どういう職務があるのか、なにも決められていなかったのですが、「坊守とは派内末寺の住職副住職前住職前々住職の妻を総称す」(第二条)と。そして、「住職の内助を全からしむ為に」坊守を置くと(第一条)しています。「住職の妻」を坊守と呼び、「住職の内助者」としての坊守の位置がここで初めて明文化されました。

1928年(昭和3)は昭和天皇「大典」の年ですが、その記念事業として坊守会が結成されています。しかし、地方によっては坊守会を結成できなかった地区もあります。現在でも家のなかでの嫁の位置や、寺を留守にしにくい坊守たちの事情を考えても、当時いくら

お上からの奨励があったとしても「会」をつくることができない生活の事情があったことが予想されます。

■さいごに

今まで申し上げたことは、教団史というか、 教団がとった女性施策について述べたのであっ て民衆史ではありません。一つひとつの事柄 の時に、私たちの母や祖母がどういう生活の なかでどんな活動を行なったかは、再度掘り 起こして、生きた歴史として取り戻していく 必要のあることだと思います。

明治期以降の大谷派における女性教化のキーワードは「婦徳の涵養と報恩の生活」です。 その問題については、別のところで問題提起したいと思います。

大谷派の女性組織は、国の戦争や宗派の御遠忌の記念事業としてつくられたり再編されたりしてきた歴史を持つことがわかります。 女性を対象にした組織ではあったが、女性たちによって主体的に運営された組織であったかどうかは疑問です。

1879年(明治12),庶務課の三那三さんが「女子の得度」に関する伺い書を出したということは,「女子の得度を許可するように」と,扉を叩いた女性がいたことの証拠でもあると思います。その名前もない先輩たちのこころを受けついで,大いに扉を叩いていきたいと思います。

(後半部分は省略しました)



「女性教化」略年表

1879年(明12) 女子の得度と小教校への入 学を認めずと達す

1886年(明19) 貴婦人会発会

1890年(明23) 真宗大谷派婦人法話会発会

1901年(明34) 奥村五百子, 愛国婦人会結成

1925年(大14) 坊守規程制定

(1924年大谷光暢, 久邇宮

智子結婚)

1928年(昭3) 坊守会結成(昭和大典記念

事業)

1932年(昭7) 婦人教化施設条例発布

(1931年満州事変)

1933年(昭8) 大谷婦人連盟結成

(覚信尼公650回忌法要)

1935年(昭10) 第1回婦人幹部講習会

(政府 • 国体明徵訓令)

1942年(昭17) 女子の得度を許可する

(1941年太平洋戦争)

1943年(昭18) 大谷派婦人教化委員規程制定

1944年(昭19) 臨時女子教師検定

1945年(昭20) 毛綱を軍部に供出(敗戦)

1948年(昭23) 全国女子仏青幹部講習会開催

1949年(昭24) 大谷派婦人法話会, 大谷派

婦人会と改称し新発足

(蓮如上人450回忌法要)

1950年(昭25) 全国坊守会結成

(覚如上人600回忌法要・

彰如上人7回忌法要)

1954年(昭29) 教師検定条規

1958年(昭33) 坊守会連盟結成式 規約を施

行(宗祖700回忌お待ち受け)

1960年(昭35) 婦人教化委員会規程発布

大谷派婦人会総連盟結成

1961年(昭36) 大谷婦人会館竣工

(宗祖700回御遠忌法要)

1966年(昭41) 婦人教化審議会規程発布

1967年(昭42) 寺院教会条例施行条規一部改

正、坊守は坊守籍簿に登録

1981年(昭56) 新宗憲発布

発題II

寺に生きる一人として

仙台教区 藤内明子

仙台教区から参りました藤内と申します。 「坊守制度から問われること」というテーマ に対しての発題として、非常に狭いところか らではありますけれども、私の思うところを 少しお話しさせていただきます。

私は坊守となりまして8年ほどになります。 これまでの私にとっての寺とは、イコール家 庭であり、家族の暮らす場を超えるものでは ありませんでした。同時にそれは、外の社会 とは一線を引いて、大事に守ってきた場所で もあります。そしてご門徒は、綿密な関係を 結んでいるとはいえ、決してそのラインの内 側に存在する人びとではありませんでした。

私自身が寺に生まれ、母を含めた先輩の坊 守方のやり方、生き方をそのまま当たり前の こととして受け入れてきました。特殊な価値 観の中で生きてきた、そのことが今、このよ うな状況の中で問われてきているのだなとい うことを強く感じております。

従来、真宗の寺は夫婦で寺をお護りするという形がとられてきました。しかし、その「夫婦」が同じ重さで、寺の中に位置付けられてきたかというと、住職が寺にとって欠くべからざる特別な存在であったのに対し、坊守は寺にとって重要であったと言うより、住職個人にとって必要とされる存在だったに過ぎなかったのではないでしょうか。たまたま道場を預かる者に妻がいたということです。そしてその女性の使命の第一は、寺の後継者を産むことにありました。

坊守は常に教化者である住職が、その任に 当たりやすいようにあれこれと心くばりをし、 自ら聞法に邁進し、かつ後継者たる子どもを 産み育てるのです。これこそが、住職たる男 性が思い描いてきた坊守像ではなかったので はないでしょうか。そしてこのような男性に とって都合のいい坊守像が、実は女性の側か らも目指すべき坊守像として積極的に語られ てきた歴史があったのです。

事実、家庭の中で対等に向かい合おうとしている夫婦の関係も、そのまま寺というところに持ってくると、いつの間にか主従の関係にすり替わってしまうという現実があります。と言って、それが不都合なのかと言えば決してそうではない。それはもう当たり前のこととして、この関係性は続いていくのです。そういう中に私という者はいるということ。さらに「坊守制度の存廃云々」の文言に、われ知らず抱いてしまう危機感の中身。これら全部を含んだ「坊守としての私」とはいったい何なのか、そのことを踏まえながら坊守制度について考えてみたいと思います。

制度とは、何らかの保証を約束すると同時に、義務と責任を果たすという点で、ある一つのところに拘束するものでもあります。制度があり、そこに組み込まれる人間である限り、私たちは基本的にその制度に縛られることになる訳です。現制度を見ますと、私に保証されるものは、住職の妻たるものしかなれない坊守という身分と、申請することによって得られる待遇(と言っても、特筆すべき内容はない)です。そう考えてみると、制度の廃止ということで私が漠然と抱いた危機感の中身というものは、身分や待遇の喪失に対してのものであったと思います。待遇はさてお

き、坊守としての身分が無くなるということは、自分の寺での居場所が無くなるということを意味し、そのことによって引き起こされる危機感であったと言えるでしょう。

ところが、寺での居場所となっているはずの坊守の座ということを改めて考えるとき、どうもはっきりしないものがあります。それは、前述のように、住職の妻として内助の功を尽くすことをもって任務とするような坊守像は語られ続けてきましたが、寺における坊守の座というものを主体的に課題にしてきたことはなかったのではないかということです。坊守とは何か。坊守の座とは何か。そのようなことは、すでに自明のこととしてやり過ごしてきたのではないのでしょうか。

この度の、条例改正による宗門的混乱は、 そのことを今まで一度も問題にしてこなかったがために、引き起こされたといってもいいかも知れません。裏面から言えば、条例改正により、「坊守とは住職の妻」それだけで充分である、そういう認識のところで宗門運営全般がなされてきたほど、大谷派という教団は、男性主導というより、男のための、男による、今時珍しい「単性教団」であることを世に知らしめたとも言えるかと思います。

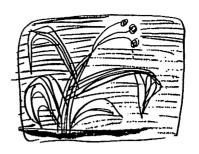


藤内明子さん

ようやく、仙台教区でもこの問題を両性で 話し合う場が持たれました。しかし、同席し た住職方の、この坊守制度に関する認識はと ても充分だと言えるものではありませんでし た。おそらくは、どの方がたも、ほかの問題 を前にしたときには、真剣に語り合い、取り 組んでくださるに違いありません。ですが、 いざ自分の足元を語る段になると、ほとんど の方が、戸惑いの色を隠せないのです。どこ までが本音で、どこからが建前かわからない 男性たちを前にして、今回の坊守制度をめぐ る問題を話し合うことの難しさをつくづく感 じました。一方、坊守側も寺や家庭の実状に よって、立つところはまちまちです。そして このような中で思ったことは、やはり制度を 語る前に、まず坊守そのもの、住職そのもの を語る必要があるのではないかということで した。

私自身を問えば、寺との主体的関わりもおぼつかない中で、坊守と呼ばれるその場を何か特別な指定席のようにして座り、住職に付随する形の坊守の座に不満を持ちながらも、実際には責任のない居心地のよい場として受け入れてきたということがあります。坊守制度の存廃という文言をうけて、私が真っ先に感じた危惧とは、居心地のよい場のできるだけ長い存続という、あまりにもお粗末なものであったのです。

そして、このような私自身の中にあるご都 合主義が、性別による役割分担の固定化、あ るいは慣習化を助長する大きな要因の一つと してあるのではないかということ。無意識に もこれらを受け入れてしまう女性の生き方が、 結果として、男だけの教団を積極的に支え、 補完してきたのではないかということに思い



至りました。その意味では、この大谷派を男性教団という大変偏ったものにしてきた責任は、男性にあると同様に、私たち女性にもあると言えるかもしれません。

ところで、教区内の坊守の人たちとの話し 合いの中で、最も多い意見としてあったのは、 坊守を女性として規定する性別に関する条項 を撤廃した上で、坊守制度そのものは残して ほしい、さらに、坊守という身分のままで宗 政に参画できる道を開いてもらいたい、とい うものでした。つまり、現状よりさらに充実 した制度の存続を望む声が多かったように思 います。

しかしまた、内容の充実を望みないがらられての切け守の規定が、漠然とした表現で括されていることに安住しているがももとに安住します。というのであれば、いいでは、いいであれば、いいであれば、いいであれば、いいであれば、いいであれば、いいであれば、いいであれば、いいであれば、ないのであれば、ないのであれば、ないのであれば、ないであいいであれば、かいのではは、かいのではないで存在として、中や教団とのではないで存在として、中やないは、中で機能では、は、中ではは、中で機能では、いい守いは、は、は、中でで機能である。

政への参加についても具体的に謳ってはどうでしょうか。さらに、男性女性に関わらず坊守選定の条件は広く柔軟であってほしい。社会の制度は、その実状はどうであれ、少なくとも性による差別は存在しないのですから。

いずれにせよ、自ら手を挙げた誰でもが、 意欲を持って勤めることのできる坊守制度が 望まれます。その基盤の上で、これまで坊守 であった私たちも、新たに坊守というものを 選び取っていく。そして与えられた身分では なく、自らが選び取り生み出していく内容を もつということが第一であると思います。

私たちが、坊守として寺や教団の中での明確な位置付けを望むのであれば、制度に拘束されることを忌避するばかりでなく、その制度の中に自らを投じることも必要なことなのかもしれません。

最終的にこの私はいったいどうなりたいのか、何をどう実現したいのか。もし私たちが現状のままの坊守で良いというのなら、その坊守というものに願われているものは何なのか。一人ひとりのところでよく考えていかなくてはならないでしょう。時間の経過とともに、安逸に流れることだけはしたくありません。

私たちが寺に住まいすることの意味は、それぞれが何を依り処とし支えとするかによって違うと思いますが、ご門徒の方がたから私たちに願われているものは、念仏の道場としての寺を護持することに尽きるかも知れません。

それを絶やさないための世襲制でもありました。血族を頼り、どこまでも世襲制を立てていくという寺や教団のあり方が、果たして真宗の旨とするものに合致するのかどうか、

そして当たり前のように寺に住まいしているけれども、それは実は当たり前のことではないのではないか。そのようなことも今の私には問題となってきております。

いずれ私どもの寺の規則から「〇〇姓を名のる」という部分が削られることになるかもしれませんが、その時こそ、住職も坊守も同じく真の意味で門徒の一人として名のりをあげるということになるのでしょうか。「ひらかれた寺」という命題を抱えつつ、私の中では、寺に生きる一人としてさまざまな矛盾を抱えており、いまだにはっきりとした形を見出してはおりませんけれども、今後、さらに自分の道を模索しつつ確かめていきたいと思っております。



全体会の意見から

第1回女性会議では、提言や班別座談で出された問題意識を受けて全員で討議する全体会が、第1回目が日程2日目(30日)の午後に、また第2回目が日程3日目(31日)の午前に持たれました。

<第1回全体会>

第1回目の全体会では、その直前に持たれた全体を2つの班に分けた座談会での話合いの内容がそれぞれ報告され、それを受けて全員で討議がおこなわれました。

この全体会では、特に、坊守制度に関して "坊守が女性に限定されていること"(寺院 教会条例第20条第2項「女子である住職の配 偶者については、坊守に関する規定は適用し ない」)に対する意見協議になりました。

そこで出された意見を、要約しますと、

- ◎1996年の新条例「坊守を置くものとする」 に戻して考えたらどうか。女性が住職になる ことによって住職像・教団が変わる可能性が 出てきたように、坊守も女性に限る必要はな い。
- ◎女性の宗政参加という視点から、現段階ではとりあえず坊守を女性に限定して、坊守会から代表を宗会に送るようにすべき。
- ◎坊守を女性に限ることによって、女性住職が特殊な存在となる。性による制約をすべきではない。

- ◎坊守会を母体としての女性の宗政参加ということには反対。本願寺派がそうであるように、有教師に被選挙権、僧侶に選挙権を認めるよう選挙制度改革をするところから住職中心の教団を越える。議会も一院制にして僧侶と門徒が同時に議論する場を開くべき。
- ◎門徒の立場から、今回の議論は大切なものを忘れたものという印象を受ける。まず門徒を視野において考えてほしい。
- ◎坊守制度を問うということは、寺に身を置く私の生き方が問われているということ。
- ◎住職と坊守を考えるとき、与えられた性に よる職分があるのではないか。やはり坊守は 女性であった方がよい。
- ◎それぞれの寺院の状況があり、固定的に考えるべきではない。
- ◎多数決ではなく, たとえ一人でもその制度 によって阻害される人があるなら, その制度 を改めていくべき。

◎希望している人がなるのは基本的にいいと思う。しかし今後の坊守像を考えるとき,現に坊守である者の処遇をどうするのか。また,坊守は家族生活,つまり在家教団としての象徴的存在ではなかったか。この2点をどう考えたらいいのか。

等々で、いろんな考え方があることを改めて 知らされました。

この全体会の後、夜には再び班別座談会があり、翌日の午前、第2回目の全体会がもたれました。

〈第2回全体会〉

第2回目の全体会では、まず、「住職の配偶者を坊守と称する」(寺院教会条例第20条の要約)という条文にもとづいて、"坊守が配偶者に限定されていること"に対する意見協議になりました。

そこで出された意見を要約しますと,

- ◎在家仏教ということからすれば、配偶者を 坊守という表現はいいと思うが、しかし結婚 しない人の場合はどうするのか。
- ◎私たちは、圧倒的多数が結婚する中で、結婚できない・しない人を少数者として排除・ 差別してきた。この条文も結婚しない人を例外としてつくり出していくものだと思う。
- ◎「称する」という表現で、とにかく配偶者を坊守と呼ぶのだという意味なら、寺のことに関わっていなくても、住職と戸籍を一つに

していれば、何をしていても坊守だということになる。そんな坊守の中身はいったい何かと問わざるをえない。

- ◎在家仏教とは、住職と坊守のペアで寺をもり立てていくということでは、矮小化された意味になる。男と女ともに両性が、信仰の中でも事実としてきちんと認められていることではないか。
- ◎出家に対する在家ということで、普通の暮 らしの中で非僧非俗の仏道を歩むこと。結婚 することだけが在家ということではないはず。
- ◎住職が外で働いていても住職と呼ばれるように、坊守も外で働くなど何をしていても、 聞法という視点からすれば、坊守ではないか。
- ◎この条文からすると、坊守をしたくない選びをした人でも坊守と呼ばれることになる。
- ◎私は坊守を主体的に選んだ。しかし「称する」という表現には問題がある。選び取ると いう意味を表現した条文に変えられないか。
- ◎住職継承で卑属系統という表現が残り、先 代の住職の子だというだけで住職になるのは おかしいと思い、坊守はただし書きでしかな ることができないことに痛みを感じるのなら ば、坊守を配偶者に限定することで排除され る者がいるということに痛みを感じないのか。
- ◎坊守=配偶者には抵抗がある。寺族の女性で坊守の仕事をしてくれる人なら、また寺族・

総代の合意で門徒の女性の場合でもいいので はないか。そうしないといい坊守は育たない。

◎「称する」というのはただの受け身的な表現。例えば「坊守となる」というぐらいの主体的選びの表現になったらどうか。今まで坊守ということでイメージされるものがなかった。語られたのは女性の妙好人。私たち自身がつくっていけばいいのではないか。

◎私案として、「住職の配偶者を坊守と称する。特例、各寺の事情により別項から坊守を選ぶことができる。住職の母・子女(18才以上)、住職の姉妹・義姉妹(18才以上)、門徒の女性(18才以上)」がよいと思う。

◎家制度の中では配偶者は上下の関係でしかない。坊守の職分がはっきりするならば、むしろ家族以外の人になってもらった方がいいのではないか。

◎逆に「坊守の配偶者を住職とする」とした ら、男たちは納得するだろうか。坊守制度は

歴史的に男によってつくられた もので、どこかで女を評価しな ければならないということでつ くられた制度ではないか。

◎現在の時点で考えると,できるなら住職は夫で自分は坊守でいたいと思っている女性は80,90%いると思う。条例はいつでも改正できる。今の時点でどういう表現がベストかを考えたい。

等々、配偶者という表現について様ざまな意 見が出されました。

もとより、参加者の意見を統一することを 目的としたものではありませんので、まとめ はありませんでしたが、それぞれに自分の意 見をもう一度問い直す機縁になったのではな いかと思います。

またその後全体会では、坊守制度に対する 意見の集約の仕方についてや、今後のこの女 性会議の持ち方について、さらに女性室や宗 務当局に対する要望など、様ざまな熱い意見 が出されました。その内容については紙面の 都合上割愛しますが、今後このような集会を 持つについて、男性たちとの両性で話し合う こと、特に宗会で条例が議決されていくので、 それに関わる人たちとの話し合いを持つこと が急務であるとの要望が、参加者から多くの 支持があったことを報告しておきます。

(なお、ここに報告しました意見の内容について、報告者の要約によるもので、正確さに欠ける場合があるかもしれませんが、ご容赦ください。)



寺院教会条例の説明

◆女性の住職就任と坊守

1991 (H3) 年制限付きで女性の住職就 任の道が開かれ、一昨年その制限が大きく 見直された。但し、そこにはなお、卑属系 統という表現による世襲制の問題性と住職 の配偶者等は卑属から外れるという問題な どが指摘される。そして, 女性住職の配偶 者の処遇が同時に問題となってきた。

◇1996年の条例改正

宗務審議会の答申を経て, 坊守について 「配偶者」の概念を外して規定し、具体的 内容は達令(宗務総長の権限による)にて 定めることとした。

●臨時措置条例

しかし、宗務総長は坊守を達令に規定せ ず、現行の規定を2年間据え置き、広く宗 門内に議論を喚起するとして臨時措置条例 を施行した。つまり、1996年(H8)の新 条例第20~22条は施行されぬまま改正され ることになった。その理由は、単に総長の 権限で決定するにふさわしくない多くの課 題を含んでいるとの判断がなされたものと いえる。

◇遵由効力期限

臨時措置条例の効力は2年間という期限 がついている。失効すれば宗門の法制上 「坊守」に関する規定がなくなるため、そ れまでに何らかの方向性を見いだす必要が ある。

第二十二条 い。 は教会の興隆発展に努めなければならな所属門徒との交流を緊密にして、寺院又 領解して、住職とともに教法を聞信し、 坊守は、住職の職務の本義を

待遇を受けることができない。

第二十二条 任し受けることができない。 もに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊ニ十二条 坊守は、住職の職務を助け、と なければならい 密にして、寺院又は教会の興隆発展に努め

日から一年以内の期日に、

れ

の条例の施行期日は、 この条例施行の際、現に宗教法人「真宗 、宗務総長が達令 2

の間その規定にかかわらず「教師」と読み定する「男子たる教師」については、当分大谷派」が包括する法人の規則第六条に規

替えるものとする。

1

で定める。

第三条 前条による新条例の各改正規定は、 、遵由効力期限 前坊守とそれぞれみなす。 守である者は、この条例による坊守または 平成十一年六月三十日をもって失効する。 この条例施行の際、 この条例は、 新条例施行の日に施行する。 現に坊守または前坊

領解して、住職とともに教法を聞信し、 は教会の興隆発展に努めなければならな 所属門徒との交流を緊密にして、寺院又 待遇を受けしとができない。 坊守は、 住職の職務の本義を

■条例と達令…「条例」は、宗憲の各規定に基づ き、宗門を運営していくための仕 組みやきまりを宗会の議決を得て 定めた規則のこと。

> 「達令」は、宗憲及び条例の各規 定を実施するため, 内局が制定す る規則のこと。

-16-

寺 院 教 会 条 例 の 改 正 事 項

(中 略)	(継承) (継承) (継承) (継承) (継承) (継承) (継承) (継承)	旧条例
2 (中略) 第三章 坊 守第二十条 寺院又は教会は、坊守を置くもの第二十条 寺院又は教会は、坊守を置くものとする。 とする。 はならない。 はならない。	(継承) (継承) (継承) (総承)	1996年改正された新条例 ロ
(新条例の改正) (京報) (京祖) (京祖)	に 脚台) (趣旨) (趣旨) (趣旨) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	□> 寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例

■配偶者…夫にとって妻,妻にとって夫の ■卑属系統…子や孫,甥,姪等のこと。同 関係にあるもの。婚姻により成 立する

上, 親等上, 子と同列以下に ある血族。⇔尊属。

ቇ 参加者の声 レポートから

今回の女性会議では、参加者のみなさまにレポートを書いていただきました。様ざまな意見が出されましたが、紙面の都合上、とくに今後教団の女性の問題を考えていく上で一つの視点になると思われる声の一部を掲載させていただきました。

案内文(開催趣旨)を読んで、今回の制度問題について根本的な問題そして具体的な方向づけなどを学習する会であると思って参加しましたが、女性室の方からは単に坊守制度に関することだけでなく、広く女性の問題を考える中でいろいろな意見を収集したいというふうに言われ、参加者と主催者との認識のズレがあったように思います。

一人ずつかかえてきた問題意識や会議に 望む意識に大きな差があり、どのような方 向で進んでいくのか、形ができるのだろう かと思ったが、三日間で本当に今まで気づ かなかった様ざまな意見を聞くことができ、 ある程度の方向がみえてきたように思う。 ただ、ここまでひきあげられた意識がまた 教区に戻り、逆戻りにならなければと思う。

教区として始動したところでありますが、 どのように進めていっていいものか、案は もっていてもはっきりしたところがつかめ ない状態でしたが、今回の学習で方向が見 えてきたように思います。自分の方向を見 つけるのに議論の大切さを痛感しました。

しかし、教区へ持ち帰り、末端までの伝達話し合いの場が充分できるのだろうかという不安はあるものの、やっていこうという気でいます。坊守制度の問題を通して、問題にしてこなかった事に気づかされることばかりですが、人の意見を聞き、自分の考えを確かめる機会として有意義な時でした。

まず、真宗の"在家仏教"とはどういうことか、について個々で様ざまな見方をしているということに驚いた。この多様性もさることながら、一人ひとりの信念の深さもとても立派であると思う。

ただ、どうやら仏教という大きな温室の中で、自分の位置が脅かされることはないだろうという"あまえ"が全体の古い体質を留めているのではないだろうかと感じた。平等という当時"進んだ"考え方も、保守の上にあぐらをかいていると時代の歩みに先をこされ、今や古い考えや差別的な組織をかかえることになってしまうのではないか。

組に持って帰って話すことをいろんな人 の意見を聞いて整理したいと思って参加し ました。けれど、いろんな意見は聞けまし たが、もう少し議論を深めて一致したもの を整理するということが足りなかったと思 う。相手の意見を深く聞くということが皆 に不足していた面も印象として残りました。 「住職の配偶者を坊守と称す」ということに何の疑問や痛みも感じずにいる坊守さんの発言に、正直驚きとこの問題に関する根の深さを感じました。あまりに親鸞と恵信尼というカップルにとらわれすぎていないか。もし今ここに親鸞聖人がいたら、配偶者や卑属系統という限定付きで寺や仏法

を存続していくことに対して一笑に付すのではないでしょうか。世襲制に守られた寺に安住することが、寺以外に住む人達に対して加害性を帯びる、そのことが坊守制度から問われていることだと思います。



現在の条例を検討する場合,どういう具体案があるかということのためには「坊守とはいったい何か」という確かめが必要だと今回参加して思いました。その点が抜けると現状を肯定して(問わないで)権利を認めてほしいということのみになってしまいます。なぜ住職の配偶者が坊守なのか,世襲制の問題と深く関わっていることを思うとき,女性の側から返上することはあっても,文言として提起すべき条例ではないのではないか。

日程に関しては、柔軟に変えていただいて 良かったのですが、もう少し脈絡を持ってテーマを出していただきたかったと思います。い ろんな意見が聞け、自分の考えを再検討する 機会を得て有り難かった。こんな会を開いて くださって感謝します。「信心」と状況改 革、権利主張の関係をもう少し議論しないと いけないと考えます。必ず「信心はどうなっ ている」と問い返され議論にふたをされるよ うな結果となることが多く残念です。 ずばり寺を世襲で伝えていくことの有益性(?)と弊害についてきちんと論議すべき。つまり寺院論を俎上に上げるべき。

話を聞き、考えていくうちになんとなく 指針が見えてきたように思います。しかし、 寺の中に身を置いていて、宗門の中で守られている坊守という身で、しいたげられた 女性を感じ取る力が欠けてしまっているように思います。坊守の立場etc、といった ところで決して危機感など感じていないのではないでしょうか。家制度で固められた 寺院の有り様が壊れない限り、坊守制度だけでなく、体質改善は不可能だと感じとりました。この会に出席して、いきいきされている女性方に出遇えたことが何よりも、私にとって力になりました。問題を問い続けることの重要性を教えていただきました。

これからの時代は、結婚したくてもできなかったり、又、結婚したくない人、それから結婚も男同士女同士ということもあり得ます。子どものいない寺、女性住職だけの寺等々私の身の周りをみても実に様ざまな形態があります。その中で制度として「住職の配偶者を坊守と称する」とすることは、それに該当しない寺院や人びとを特別なものとする考え方になります。

けれども、それぞれの事情の中で寺としての機能を果たしていかなければなりません。制度を設けることによって誰かを排除したり、肩身の狭い思いをさせることになる制度はつくるべきでないと感じた女性会議でした。

わらき

人工生殖医療の行方

妻の卵巣の機能に問題があって不妊に悩 む三十代の夫婦が、妻の実妹から提供を受 けた卵子と夫の精子とを体外受精させ、そ の受精卵を子宮に移植した結果めでたく妊 娠・出産にこぎつけ、昨春かわいい双子の 男児を授かっていた、ということが先頃公 表された。当の夫婦には無上の喜びをもた らしたであろうこの出来事は、一方で、我々 に様々な懸念や不安を抱かせる。その子た ちにとって、父親は疑問の余地なく明確で あるが、母親についてはどうであろうか。 「お腹を痛めて」出産した女性は、無論 「生みの親」=実母・生母であり、「育ての 親しであるに違いない。だが、遺伝学上の 母親は明らかに卵子提供者である実母の妹、 平常では叔母に当たる女性である。現在、 順調に育って一歳半になるというその子ら の親子関係に、先ざきも、暗雲の気配のな いことを祈るばかりである。

日本産婦人科学会は、従来、「体外受精の対象者は夫婦間に限る」として、第三者の卵子や精子を使うことは認めない立場をとってきた。学会の統一見解に違反してこの生殖医療を実施した医師は、その後学会から除名処分となったが、困っている「患者」の希望に応えるために、これからも同様の「治療」を続けることを明言してい

1978年、英国で初めての体外受精児が誕 生して世界の耳目を集めてから20年、1996 年一年間の、原則として配偶者に限るとさ れてきた日本国内の体外受精による出生児 数は7410人、また同じく体外受精を希望す る「患者」は19000人近くに上り、両者と も毎年増加しつつあるという。今日の日進 月歩の医療技術レベルをもってすれば、配 偶者間の人工受精や体外受精ばかりでなく, 提供精子,提供卵子,提供胚による、さら には代理母や借り腹に至るまでの、様ざま な手法による人工生殖が技術的にさほど困 難ではないといわれる。であればなおさら、 生まれてくる子の親権や養育権をどう位置 付けるか、親子の関係自体をどう考えるの か等々について、子どもの福祉を第一義に 置きつつ多面的に論議を尽くして、社会的 なコンセンサスを得るべく多くの努力が重 ねられねばなるまい。

それにしても、クローン羊ドリーの誕生 以降、クローン技術もまた、今ヒトのすぐ 側まで迫ってきている気がする。いったい、 「生命の創造」という、本来「神の手」に 委ねられてきた領域のどこまでなら、人間 の介入が許されると考えるべきなのであろ うか。

大谷大学教授 松村尚子

る。



それは同じ問題

少し前,生まれたばかりの子どもが病気になった。「生命にかかわるかもしれません」 といわれ,手術。入院生活が始まった。

私が付き添いで入った部屋は、0才から3 「才までの子どもたちのいる6人部屋だった。 こちらも産後間もなくで、大部屋の付き添い はきつかった。なぜ個室が貰えないの?生後 間もなくの大手術だったのに。なぜ。

2週間もするとだんだん病院の中が見えて くるようになり、付き添いの母親たちともあ れこれ話をするようになってきた。そのうち の一人が私にこう言った。「大変よね。でも、 あなたのお子さん、手術すれば治るんでしょ う。」

なぜ、私の子どもに個室が貰えないのか。 その理由がやっとわかった。小児科病棟の個 室というのは、何度となく手術を繰り返さな ければならない子、一生抱えていかなければ ならない病気をもった子、そういう子どもた ったるふれていたのだ。付き添いの母親たち からそういう話を聞かされた。長引く子ども の病気で家庭が崩壊してしまった人もいた。

でも皆、「泣いている場合じゃないよ。まだまだ長い道のり、私が泣いていたら子どもがもっと悲しむ。」と精一杯元気にしていた。 笑っていた。

ここにいる母親たちに会い, 私は言葉を失った。

私の子どもは退院してきたが、私の心には ぽっかりと穴があいた。

何をやってきたんだろう。今までわかった ようなことばかり言って。

女性差別?いいんじゃないの。そんなこと

より、日々苦しんでいる子どもたちは?母親 たちは?

私には小児科病棟で会った子どもや母親た ちと女性の問題が別のことにしか見えなかっ た。いのちの問題は前者。後者は、やりたい 人がやればいいんだと。

そんな私に、「いいんだよ。あなたにとって、そうした母親たちが問題なら、そこから入っていけば、そこから考えていけばいいんじゃない。」とゆっくり、じっくり私のことを聞きながらこだわり続けてくれた友人たちがいる。

あるとき、彼女たちが言った。「私を一人の人間として見てほしい。私の中のいのちをうけとってほしい。これは女性差別だけでなく、障害をもった人たちの思いに共通することではないだろうか。」「この"身"を受けとめていく、ということ。」

あっ! 目からうろこが落ちた思いがした。 子どもたちのことも、女性のことも、どちら も別の問題ではなかったのだ。

根底にあるのは「この身を受けとめてほしい, いのちをもつ一人の人間として。」

昔読んだ物語で、イスラムのあるところでは、夫が死ぬと妻も生きたままいっしょにその墓に入らなければならない、というところがあった。『シンドバッドの冒険』だった。

「住職」が死ぬと「坊守」も「坊守」でなくなる。「坊守」がいなくなっても「住職」なのに。これはまさにこの物語である。生きているものを無理やり押し込めてしまうこと。女は男に属するハンパな存在ではない。

受けとめてほしいのだ。いのちをもつ一人 の人間として。病気を抱える子どもたちも。 女性も。

この悲しみ,この願いから"女"ということに関わっていきたい。今の私はそんなふうに思っている。それは単に"女"だけのことでなく"いのち"を考えることにつながっていると。

(福島県双葉郡 小丸洋子)



まず伊藤さんから、

「男たちはまだこの問題を女性の問題だと思っている。この男性社会では、女たちはいろいろな面で自分が女であることに向き合わざるをえないが、男たちがジェンダーの面でぶつかることがないということがその背景にある。しかし男性社会だけれども、一人ひとりの男たちが本当に充実した人生を送っているわけではない。いろんな縛りによって窮屈な思いをしているはず。だから、男女が対等に責任を分担しあう男女共同参画社会は男たちにとっても悪い話ではない。

男たちも、生活自立をし、男らしさから自 分らしさへ解放されなければならない。でも 自分から男らしさがなくなったらどうなるか 不安という質問をよく受ける。性別として男 であるということが、その人の全人格の核になっているわけではない。男であることは一つの要素であり、人間は多面性を持っている。また、私という存在は固定的ではなく、出会いやコミュニケーションの中で変化する存在でもある。その自分の持っているいろいろな面をうまく開花させていくことが自分らしく生きるということではないだろうか。

宗教の世界でも、これまでの宗教的タブーのような古い形の男女の違いを強調するのではなく、一人ひとりの違いを強調する方向への発想の転換がこれからは大切だと思う。

このように意識を変えると同時に、制度や 仕組みをも変えながら、男女共同参画社会に 向けて歩んでいきたいと思う。」

との提言がありました。

次に藤枝さんから,

「宗教はどんな宗教でも、本来的に差別的であったのではないか。その教義の解釈が時代の変化とともに変わり、どんどん保守化していった。日本仏教の場合、特に明治以降、国家権力と結びついて変質したことが大きく、とりわけ戸籍制度と仏教の結びつきが女性差別の大きな原因となった。

今、大谷派に女性室が設けられた。それは、 今まであっても存在しなかったかのごとき位 置づけにあった女性が見えるところまでに浮 上してきたという、そういう意味としては大 きいものがある。しかし女性室という名は、 男性には関係ないという理解をともすれば生 まれさせる。女性の地位が低いのは女性が努 力をすればそのうち男性並になるよ、という ふうな意味合いを持たせてしまう。そういう

経験が、たとえば女性問題という表現にかか わって今までの歴史の中で実際にあり、よう やく90年代になって男性問題としていわれる ようになった。だから男女共同参画室になら なければならない。そしてこれは、ひいては 教団の民主主義の問題でもあると思う。シス テムを変えるためには、どのようなシステム なのかをよく知らなければいけない。1995年 に北京で第4回世界女性会議があった。その 際に、女性を描き出すメディアの描き方が "らしさ"という固定的な在り方に閉じ込め るものになっていないか。そのメディアの在 り方を読み取り変える力, メディア・リテラ シーと、更に、法律のことをよく知り活用す る。でも法律のすべてがプラスとは思えない から、その法律を変えていく力としてのリー ガル・リテラシーとがいわれた。しかし、そ ういうメディアや法律を読み取るためにも,

社会システム・構造を読み取り変えていく力、 システム・リテラシーが必要だと思う。」 との提言がありました。

この後、参加者からの質問を受けて談議がもたれました。その中で、★自分の存在を "らしさ"ではなく、もっとダイナミックな 関係性・プロセスの中にあるものとして把握していくことが大切。★性愛について、近代 に入って異性愛が規範性をもち、それ以外の 同性愛などを異端・異常としてきた抑圧性・ 差別性の問題。★女性だけに押しつけられて くる老人介護(介助)の問題。★組織の中で 女性問題が男性問題なのだということに気づいてもらえない辛さ。★家族について、血縁家族という発想から、新しい関係・形態の複合家族への取り組みが実際にもう始まっているということなど、多面にわたって談議が展開されました。

女性室公開講座

けだちと男だちの 寄り合い談議

1º- 12

第1回 もろさわ ようこ さん (女性史研究家)

テーマ 女性史を通して考える -愛のすがたと

家庭のかたちー

- ◆日 時 11月24日(火) 午後3時30分から
- ◆場 所 東本願寺真宗本廟 視聴覚ホール
- ◆参加費 無料

歴史や社会の中でつくり出された"あたり前"の感覚と日常。一男の役割と女の役割が分けられてきたことなどなどー。それをそのまま自然なことだと思い込んでいませんか?

本当にあたり前なのか、いま一度問い 直すことで"思い込み"から脱却し、 新しい関係を求めて共々に歩んでいき たいものです。

"あたり前" ってほんとに当たり前?

この講座は講師を変えて連続 5回の予定です。 保育室があります。

本の紹介

▲『結婚と家族』 福島瑞穂著

岩波新書

-新しい関係に向けて-

現在の民法では、結婚によって二人は親の戸籍から出て新しい戸籍をつくる。しかし、いまだに「入籍」という言葉が当たり前のように使われ、女は「お嫁に行く」と言い、男性の姓を名告る人がほとんどで、本籍も男性側に入れる。制度上はなくなったはずの「家制度」は冠婚葬祭となると、ニョッキリ大きな顔を出す。意識はまだ旧民法のままということが多いと知らされる。また、現在の制度もまだまだ、考え直すべき点が多い。もっと風通しのいい関係を生きられるように。そして、どんな生き方も選べるような制度が望まれていることも教えられる著です。

◆『目不酔草紙』 河 野 貴代美 著

ミネルヴァ書房

-フェミニストカウンセラーのみた女たち-

「フェミニストカウンセラーの草分けとして、女性の生き方を問い続ける著者の書き下し初 エッセイ集。自らの歩んできた道にオーバーラップする、こころ・人生・家族・仕事・社会。 そしてそこに浮かび上がる等身大の女性像。ともに今を生きる女性への励ましに満ちた読むセ ラピー。」(表紙カバーより)

自分でどうしようもない閉塞状態に追い込まれる時,思い出してまた開いてみると,そこには既成の概念にからめとられている自分,知らずしらずに社会から受けている抑圧を教えられ,そして何よりも「地に足をつけて,また元気をだして」と語りかけてくれる著者がいる。

■追想■■■

女性室スタッフとして御尽力くださった高橋光子さん(三条教区第11組願興寺坊守)が、去る5月29日にご逝去されました。

光子さんは病をおして会議に出席し、女性に関わる教学の見直しの必要性や幅広い視野をもった活動の模索等々、静かでおだやかな口調ながら、熱い思いと確かな問題意識をもって女性室の課題と方向性を語ってくれました。彼女の真摯な姿勢に改めて敬意を表するとともに、両性で形づくる教団(同朋教団)の実現こそがその願いに応える唯一の道と信じ、今後の女性室の活動をより実りあるものとしてまいりたいと思います。

また、光子さんの遺志として、住職の高橋悉さんから、今後の女性室の活動に役立ててほしいと、たくさんの蔵書や資料集をご寄付くださいました。大切に活用させていただきます。

☆ あとがき ☆

- ▶ 女性の宗門活動に関する審議会の答申にあった「女性会議」をもつことができました。公募いたしましたところ、たくさんの方から申し込みをいただき「坊守制度から問われる」ということに対する関心の高さがうかがえます。参加者のレポートを読んでいますと次回の開催を待たれていることが伝わってきます。反省と検討を重ねて次の会を迎えたいと思います。 (い)
- ▷ 「あいあう」創刊号及び第2号中以下の点について誤りがありましたので、訂正しお詫びします。
 - ■創刊号 P.16 第二十条に第2項を加える。(新旧とも)
 - 2 坊守籍簿に登録されていない者は、坊守の待遇を受けることができない。 P.17 第二十二条中(所属門徒との興隆) ⇒ (所属門徒との交流)
 - □第2号 P.23 破線の囲み中(ハルモニ→おばさん) ➡ (ハルモニ→おばあさん)

◆ 女性室広報誌 ある 第3号 ◆

発 行 1998年11月1日

発行人 能邨英士

発行所 真宗大谷派宗務所 組織部女性室

〒600-8505 京都市下京区鳥丸通七条上ル TEL. 075-371-9187

表紙絵・カット 加藤 伝 (KATO TSUTAU)